

用語の意味

この年鑑に用いている用語の意味は、次のとおりです。

- ◎ 交通事故 道路（道路交通法第2条第1項第1号）上において、車両、路面電車、列車の交通によって起こされた、人の死亡又は負傷を伴った事故
ただし、自殺（傷）や犯罪によるものは除く。
- ◎ 件数 人身事故の発生件数
- ◎ 死者 交通事故発生後24時間以内に死亡した人
- ◎ 30日死者 交通事故発生後24時間を経過し、30日以内に死亡した人
- ◎ 重傷者 交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する人
- ◎ 軽傷者 交通事故によって負傷し、1か月（30日）未満の治療を要する人
- ◎ 第1当事者 交通事故に関与した人のうち、事故発生について責任が最も重い人
ただし、責任が同程度の場合は、被害が軽い人
- ◎ 第2当事者 交通事故に関与した人のうち、事故発生について責任が無い人か、責任が軽い人
- ◎ 昼夜 「昼」は日の出から日の入りまで、「夜」は日の入りから日の出までの時間帯
- ◎ 子供 15歳以下で、かつ、中学生以下の人
- ◎ 若者 16歳以上24歳以下の人。ただし、中学校を卒業した15歳の人を含む。
- ◎ 高齢者 65歳以上の人
- ◎ 原付自転車 総排気量が50cc以下の原動機付自転車（一般原動機付自転車）
- ◎ 自動二輪車 総排気量が50ccを超える二輪の原付自転車・自動車
- ◎ 二輪車 一般原付自転車と自動二輪車の総称
- ◎ 原付二種 自動二輪車のうち総排気量が50ccを超え、125cc以下のもの
- ◎ 軽二輪 自動二輪車のうち総排気量が125ccを超え、250cc以下のもの
- ◎ 小型二輪 自動二輪車のうち総排気量が250ccを超えるもの
- ◎ 物件事故 人の死傷がない物の損壊のみの事故。ただし、犯罪によるものを除く。
- ◎ 高速道路等 高速自動車国道及び自動車専用道路
- ◎ 昭和元年 大正15年1月1日～昭和元年12月31日
- ◎ 平成元年 昭和64年1月1日～平成元年12月31日
- ◎ 令和元年 平成31年1月1日～令和元年12月31日

令和4年4月 組織再編について

有田湯浅署

有田署と湯浅署が統合、有田湯浅署に



田辺署・白浜署・新宮署

串本署が廃止、田辺署・白浜署・新宮署の管轄市町村が変更



※ 組織再編により、旧警察署の表記がない場合、再編前の1月から3月の発生件数は、再編後の管轄警察署で集計